

大阪市
浄配水施設監視制御設備整備事業
モニタリング基本計画

令和8年4月
大阪市

目次

第1 総論	1
1 モニタリングの目的	1
(1) 事業実施にあたり事業者が遵守すべき観点	1
(2) 履行すべき契約内容を定める書類	1
2 モニタリングの方法	2
(1) 基本的な考え方	2
(2) 事業者によるセルフモニタリング	2
(3) 市によるモニタリング	3
3 モニタリング結果の公表	4
4 モニタリングに要する費用の負担	4
第2 モニタリングの実施体制	5
1 事業者によるセルフモニタリング	5
2 市によるモニタリング	5
(1) モニタリング統括担当	5
(2) 業務モニタリング担当	6
第3 モニタリングの実施方法	7
1 事業期間中におけるモニタリングの実施方法	7
(1) 事業者によるセルフモニタリング	7
(2) 市による定期モニタリング	7
(3) 市による随時モニタリング	12
(4) 監査等への対応等	12
2 事業期間満了時のモニタリングの実施方法	13
(1) 書類による確認	13
(2) 現地における確認	13
(3) 確認に向けた協議	13
第4 要求水準未達事項に関する措置	14
1 事業期間中における措置	14
(1) 要求水準未達の通知と是正措置要求	14
(2) 違約金の請求	15
2 要求水準未達を理由とする契約解除時の措置	15

第1 総論

1 モニタリングの目的

大阪市（以下「市」という。）は、大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業（以下「本事業」という。）の事業期間中、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき選定された民間事業者（以下「事業者」という。）が、（1）に掲げる観点から本業務を適切かつ着実に実施し、（2）に掲げる書類に事業者が履行すべき契約内容として定める事項（以下、これらを総称して「要求水準等」という。）を達成しているかについて確認するため、モニタリングを実施する。

（1）事業実施にあたり事業者が遵守すべき観点

- ア 業務の品質の確保
- イ 関係法令・条例の遵守
- ウ 公共事業の実施者としての社会的な責任の遂行
- エ 健全な事業経営
- オ 本市への報告その他の所定の手続の履行

（2）履行すべき契約内容を定める書類

- ア 大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業契約書（以下「事業契約書」という。）
- イ 大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業要求水準書（事業契約書に規定する「要求水準書等」を指す。以下「要求水準書」という。）
- ウ 大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業入札説明書（事業契約書に規定する「入札説明書等」を指す。以下「入札説明書」という。）
- エ 事業者の提案書類、事業計画書
- オ その他 事業契約書とは別に市及び事業者の間で締結される契約等の書類

2 モニタリングの方法

(1) 基本的な考え方

本事業は、経年更新時期を迎える浄配水施設の監視制御設備の更新に合わせ、システムの機能統一によるオペレーターへの負荷軽減、運転支援をはじめとする新技術導入を見据えたシステム構築、バックアップ機能の構築、情報通信ネットワークの強化などの課題の解決に向けた民間事業者の技術力と創意工夫の発揮により、業務の適正な履行による品質の確保等やコストの抑制を図ることを目的としたものであり、業務の履行において、要求水準等を確実に達成することが極めて重要となる。

市によるモニタリングについては、事業者の業務の履行に関して、市が要求水準書に定めた要求水準をはじめ、事業契約書の遵守、事業者の策定する事業計画の進捗状況など、事業者の事業内容が満たすべき水準を確保し、本事業の適正な履行を確認することで市がこれまで実施してきたものと同様以上の水準を確保する。

なお、事業者の帰責により要求水準を達成していないと認められる（以下「要求水準未達」という。）場合、当該要求水準未達に関しては事業者に対して是正措置を求め、未達状態を解消させるとともに、当該未達の性質やその有責性、工事完成物や事業進捗等に与える影響に応じ、事業者に対して違約金の支払義務を設定するという仕組みにすることで不適正な業務の実施を抑止する。

(2) 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、以下に定める、事業者が作成するセルフモニタリング実施計画に基づき、計画、設計、施工、維持管理の各業務における要求水準の達成状況、事業契約書の遵守、事業計画の進捗状況、事業運営状況等について、適正に事務を履行し、要求水準等の達成を担保するため、セルフモニタリングを実施する。

ア セルフモニタリング実施計画

(ア) 策定

本事業に参加を希望する民間事業者は、事業契約書、要求水準書、入札説明書を適切に理解したうえで、水道法をはじめとする関係法令等に基づく本事業の適正かつ確実な履行、事業契約書の遵守、事業計画の進捗状況、事業運営状況など要求水準等の達成のため、本大阪市浄配水施設監視制御設備整備事業モニタリング基本計画（以下「モニタリング基本計画」という。）を踏まえて、自ら確認する手法等を定めたセルフモニタリング実施計画（案）を作成し、市に提案する。事業者として選定された後、提案したセルフモニ

タリング実施計画(案)をもとに、市と協議及び調整を行った結果を踏まえ、市の承認を経てセルフモニタリング実施計画として策定するものとする。

市は、事業者に対して、自らの創意工夫により、効率的かつ実効性の高いセルフモニタリング実施計画(案)を作成することを求める。

なお、セルフモニタリング実施計画を変更する場合は、事業者は、市の承認を得るものとする。

(イ) 記載内容

- ・ セルフモニタリングに関する全体方針、実施体制、体制図、責任者
- ・ 要求水準等の達成の確認に関する実施方法(市のモニタリング項目に対応するセルフモニタリング確認項目、確認方法、頻度、確認者等の一覧表等)、フロー図
- ・ 重点確認項目(要求水準の達成に関して、事業者自らが重点的に確認を行うことを定める項目)の設定
- ・ 事業計画の進捗管理に関する実施方法、フロー図
- ・ 要求水準未達時に関する対応の実施方法(是正措置の実施方法、事件・事故などの公表方針等)、フロー図
- ・ セルフモニタリング結果の公表に関する方針、内容、頻度、方法等

(3) 市によるモニタリング

市は、以下に定めるモニタリング実施計画に基づき、事業者に対して、計画、設計、施工、維持管理の各業務における要求水準の達成状況、事業契約書の遵守、事業計画の進捗状況、事業運営状況、事業者のセルフモニタリングの実施状況等について、モニタリングを実施する。

ア モニタリング実施計画

モニタリング基本計画の考え方を基本として、事業者から提出されるセルフモニタリング実施計画を踏まえ、モニタリング実施計画を作成する。

なお、市は、以下の事由により、モニタリング実施計画を変更する、又は事業者に対してセルフモニタリング実施計画の変更を指示する場合がある。

- ・ 事業契約書が変更された場合
- ・ 要求水準書が変更された場合
- ・ モニタリング基本計画が変更された場合

- ・ セルフモニタリング実施計画が変更された場合
- ・ 関係法令等が改正された場合
- ・ 要求水準未達の発生により市が見直しを必要と判断した場合
- ・ その他、市が必要と認めた場合

3 モニタリング結果の公表

市は、本事業の透明性、客観性を確保するため、事業年度毎に、市によるモニタリング結果について、市ホームページへの掲載等により公表する。また、本事業にかかる事件・事故については、市は必要に応じその都度報道発表を行い、事業者も自ら必要と認めたとき、又は市から求めがあったときは、その事実を公表しなければならない。

なお、要求水準未達が発生し、市が必要と判断したときは、市は、その内容及び事業者が作成した是正計画等を公表することができる。

4 モニタリングに要する費用の負担

市が実施するモニタリングに要する費用は、市が負担する。

事業者が実施するセルフモニタリングに要する費用は、事業者が負担する。

なお、市が実施するモニタリングに対応するため、事業者に資料の提出等を求める場合は、当該資料提出にかかる費用は事業者が負担する。

第2 モニタリングの実施体制

1 事業者によるセルフモニタリング

事業者におけるセルフモニタリングの実施体制は、セルフモニタリング実施計画に記載のとおりとする。なお、事業者は、計画、設計、施工、維持管理の各業務における要求水準の達成、事業契約書の遵守、事業計画の進捗状況、事業運営状況など要求水準等について、万全なセルフモニタリングを実施するための体制を構築するものとする。

2 市によるモニタリング

市は、モニタリング統括担当及び業務モニタリング担当により、本事業の適切な全体管理を行う。モニタリング統括担当と業務モニタリング担当は相互に連携し、モニタリングを実施する。

(1) モニタリング統括担当

モニタリング統括担当は、市のモニタリングを統括し、事業者と連絡調整を行い、事業者から提出された書類、セルフモニタリングの結果報告、現地における確認等により、事業者の、要求水準の達成、事業契約書の遵守、事業計画の進捗状況、事業運営状況など要求水準等に関してモニタリングを実施する。

モニタリング統括担当の主な所掌業務は、次のとおりである。

- ア 本事業のモニタリングの統括業務に関すること
- イ 事業モニタリング、業務モニタリングに関すること
- ウ 要求水準未達時の是正、違約金に関すること
- エ 全体、単年度事業計画及び事業報告等に関すること
- カ 本事業に係る市の支出についての予算管理に関すること
- キ 市、国の監査等への調整に関すること

(2) 業務モニタリング担当

業務モニタリング担当は、計画、設計、施工、維持管理の各業務において、事業者から提出された書類、セルフモニタリング結果の報告、現地における確認等により、モニタリングを実施する。

市と事業者によるモニタリングの体制は、図1に示すとおりである。

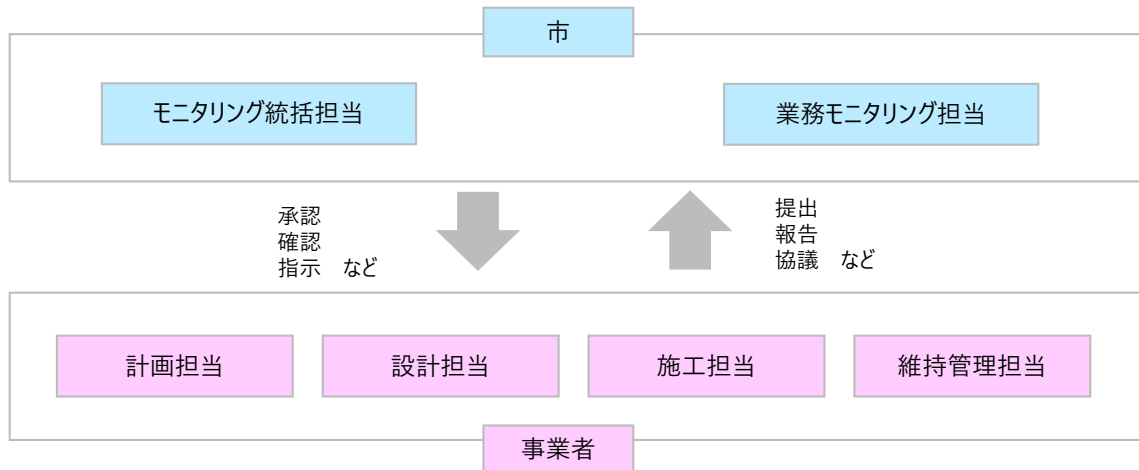


図1 市と事業者のモニタリングの体制（イメージ）

第3 モニタリングの実施方法

1 事業期間中におけるモニタリングの実施方法

(1) 事業者によるセルフモニタリング

事業者は、業務開始日以降、セルフモニタリング実施計画に基づき、セルフモニタリングを実施する。セルフモニタリングの結果については、記録、保存するとともに、所定の期限までに市に提出しなければならない。

(2) 市による定期モニタリング

市によるモニタリングは、事業の計画に関する事項や財務の状況確認を対象とした「事業モニタリング」と、事業を構成する設計、施工、維持管理の各業務を対象とした「業務モニタリング」により構成される。

なお、市によるモニタリングにおいて、事業者による本事業の実施状況が、要求水準未達と認められる場合、「第4 要求水準未達に関する措置」に基づき、市は、事業者に対して是正措置を実施すべき旨を通知する。なお、モニタリングについては、以下に区分する「承認」「確認」の観点で実施することとする。

・承認事項

市は、各過程において、事業者からの提出書類をもとに、要求水準等を達成していることをチェックするが、後の過程に大きな影響が生じる事項（次の過程に進む前にチェックすることにより、事業実施に大きな手戻りが生じることを防ぐことのできる事項）については、「承認事項」とし、市のチェックを受けなければ次の過程に進むことができないこととする。また市が「承認事項」のチェックを行い、次の過程に進むことを許可することを、「承認」とする。

・確認事項

市は、各過程において、事業者からの提出書類をもとに、要求水準等を達成していることをチェックするが、後の過程に大きな影響が生じない事項（市のチェックを受ける前に次の過程に進んでも、事業実施に大きな手戻りが生じない事項）については、「確認事項」とし、市のチェックを受ける前に次の過程に進むこともできることとする。また市が「確認事項」のチェックを行うことを、「確認」とする。

ア 事業モニタリング

事業モニタリングは、「事業の計画等に関するモニタリング」と「財務に関するモニタリング」で構成される。

(ア) 事業の計画等に関するモニタリング

市は、事業計画書の案に関して、表1に定める事業者が作成した主な提出書類などに基づき、事業者と協議を行う機会を設け、調整を行った後、承認を行う。

全体事業計画、本業務開始予定日を含む事業年度に係る単年度事業計画については、落札後、事業提案書に基づき、それぞれの案を市に提出し、市と協議及び調整を行う。

本業務開始予定日を含む事業年度の翌年度以降の単年度事業計画については、事業者は、要求水準等の達成、事業計画及び収支計画の合理性、セルフモニタリング実施計画、課題や対応方針等に関して、市と協議及び調整を行う。

なお、単年度事業計画書の案については、市の予算案が市議会で可決され、市が承認することによって、確定する。

(イ) 財務等に関するモニタリング

市は、事業継続が困難になる等の事態を回避するため、表1に定める事業者が作成した収支状況の報告書などに基づき、事業者の財務状況の健全性について確認を行う。

財務に関するモニタリングにおける主な確認事項は、次のとおりとする。

- ・ 事業計画上の収支と実績の差異分析
- ・ 上記の差異分析を踏まえた事業の見通し評価や改善策の検討

表 1 事業モニタリング項目

分類	主な提出書類	主な記載事項	様式	承認/確認	提出時期
計画に関する事項	全体事業計画書の案	業務実施の体制、業務開始以降の年度別事業量・事業費見込み、各種実施計画等に関する基本的な考え方	任意	承認	令和9年11月末日まで ※変更については、変更承認時
	単年度事業計画書の案 (本業務開始予定日を含む事業年度及び2事業年度)	1年間に実施する業務実施の計画やその内容	任意	承認	令和9年11月末日まで ※期間中の変更については、変更承認時
	単年度事業計画書の案 (3事業年度目以降)	1年間に実施する業務の内容(3事業年度目以降)	任意	承認	令和10年度以降の各事業年度の2月末日まで ※期間中の変更については、変更承認時
事業報告に関する事項	中期事業報告書	各スパンにおける業務実績、設計・施工・維持管理業務の全体工程表(計画・実績)、全体事業計画書・単年度事業計画書などとの差異の分析、差異が生じている場合はその改善・調整の案	任意	確認	5事業年度終了日から3カ月以内 ※初回提出は令和14年6月末日までとし、以降は5事業年度経過後の6月末日までの提出 ※提出は令和34年までとし、令和35年年度分の当該報告書の提出は不要とする
	単年度事業報告書		任意	確認	1事業年度終了日から3カ月以内 ※初回提出は令和10年6月末日までとし、以降は1事業年度経過後の6月末日までの提出
	月次業務報告書	設計・施工・維持管理業務の全体工程表(計画・実績比較)	任意	確認	各月の末日から10営業日以内
実施体制に関する事項	実施体制一覧表	事業体制図及び各責任者一覧表	任意	確認	令和9年11月末日まで ※変更する場合は都度
財務等に関する事項	収支状況の報告書	計画と実績の差異分析、差異分析を踏まえた評価・改善策 (SPCの場合は株主総会・取締役会議事録及び主な計算書類等を含む)	任意	確認	1事業年度終了日から3カ月以内 ※初回提出は令和10年6月末日までとし、以降は1事業年度経過後の6月末日までの提出

なお、事業モニタリングの初期の実施時期イメージは以下のとおりである。

項目	令和9年度												令和10年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体事業計画書の案																								
単年度事業計画書の案																								
単年度事業報告書																								
月次業務報告書																								
実施体制に関する事項																								
財務に関する事項																								

図 2 事業計画及び事業報告に関する年間スケジュール

イ 業務モニタリング

市は、業務モニタリングにおいて、表 2 に定める事業者が作成した主な提出書類などに基づき、承認又は確認を行う。

事業者は、提出書類をそれぞれの所定の提出時期までに、市に提出しなければならない。

また、上記にかかわらず、市が必要と判断した場合、市は事業者に対して、承認又は確認に必要な書類を請求する。

なお、事業者は、市のモニタリングを含む本事業の円滑な執行を図るため、年間を通じて業務の平準化に努めなければならない。

表2 業務モニタリング項目

分類	主な提出書類	主な記載事項	様式	承認/確認	提出時期
設計に関する事項	業務実施体制書類	設計体制計画書、設計基準書、参照指針等、設計業務従事者の教育訓練計画書	指定	確認	都度または既確認事項変更時
	設計計画書	実施工程、実施手段	任意	確認	都度または既確認事項変更時
	個別承認に関する資料	機器、材料等の選定：機器、材料等の選定の考え方 システム切替方法等：システム切替手順、試験調整の考え方について 機器及び付帯設備の配置及び配線経路の考え方：設備配置及び配線経路の考え方	任意	承認	事象発生時
	設計図面	図面、算定数量	指定	承認	都度または既承認事項変更時
	要求水準確認報告書（設計）	業務実施内容が、要求水準及び提案内容に適合しているかを確認した書類	任意	承認	事象発生時
	施工に関する事項	要求水準確認計画書（施工）	要求水準及び提案内容に適合する業務項目を実施予定であるかを確認した書類	任意	承認
施工計画書		施工概要、工程表、体制など	任意	承認	都度または既承認事項変更時
施工数量が確認できる資料		施工数量確認書類 施工監理手法・品質・出来形・安全管理基準 トレーサビリティ確保手法	指定	確認	事象発生時
施工管理書類		同上	指定	確認	都度または既確認事項変更時
完成図書		完成図書類一式	指定	承認	工事完成時
要求水準確認報告書（施工）		業務実施内容が、要求水準及び提案内容に適合しているかを確認した書類	任意	承認	都度または既承認事項変更時
維持管理に関する事項	維持管理業務計画書	実施方針、人員体制、品質管理体制、保全管理計画、緊急時の対応、その他必要な事項	任意	承認	都度または既承認事項変更時
	年間維持管理業務計画書	人員体制、保守点検計画、修繕実施計画、緊急時の対応、その他必要な事項	任意	承認	施工後の施設引き渡し年度の2月末日まで ※以降維持管理期間中においては、各年度の2月末日までに提出
	年間維持管理業務報告書	各年度における実績、維持管理業務の全体工程表（計画・実績）、全体事業計画書・年間維持管理計画書などの差異の分析、差異が生じている場合はその改善・調整の案、実施した点検・補修記録・故障履歴等	任意	確認	各事業年度の3月末日から45日以内

(3) 市による随時モニタリング

市が必要と判断した場合、市は、現地における確認を行い、事業者は市の現地における確認に必要な協力をしなければならない。

(4) 監査等への対応等

市に対して、事務や工事の施工状況等を対象とした監査等(市監査委員による監査、水道法第39条第1項の規定による国の立ち入り検査、ISO22000の監査等)が実施される場合は、事業者は市とともに、資料請求や実地調査等、関係機関からの求めに速やかに対応しなければならない。

また、監査等での指摘・意見を受けて、本事業における対応が必要となる場合には、事業者は、市と協議の上これに協力すること。

2 事業期間満了時のモニタリングの実施方法

市は、本事業に関する効果測定としての事後評価や、市又は市の指定する者への業務引継ぎを目的として、次のとおり、事業終了時に確認を行う。

事業者は、事業契約書等に定めるとおり、事後評価に必要な資料や引継書を作成し、市は、それらを確認する。

なお、事業終了時の具体的な資料等については、市と事業者の協議において定めるものとする。

(1) 書類による確認

事業者は、事業終了時に際して、表3に示す書類を市へ提出し、確認を受ける。

表3 事業終了時に提出する書類

提出書類	提出時期
事後評価に必要な書類 ※市は、提出された書類をもとに、次の観点から事後評価を行う。 ・事業目的が達成されたか	市と事業者の協議において定める。
引継書	本事業終了日の180日前までに提出すること。

(2) 現地における確認

書類及び協議による確認の結果、市が必要と判断した場合、又は事業者が現地確認を要請した場合、市は現地における確認を行うことがある。事業者は市の現地における確認に必要な協力をする。

(3) 確認に向けた協議

市と事業者は、事業契約書等に定める技術指導、引継等に必要な協議を適宜実施する。

第4 要求水準未達事項に関する措置

1 事業期間中における措置

(1) 要求水準未達の通知と是正措置要求

ア 要求水準未達の通知

市によるモニタリングの結果、事業者による本事業の実施状況が、要求水準未達と認められる場合、市は事業者に対しその旨を文書で通知し、要求水準未達の是正措置を求める。

要求水準未達の内容によっては、市は、事業者に対し、要求水準未達の即時解消や、要求水準未達につながる行為の即時中止等を指示する。

なお、要求水準未達の事象例は、事業契約書に示すとおりである。

イ 是正措置の実施

市が、事業者に求める要求水準未達時の是正措置の内容は、「要求水準未達の解消」「再発防止策を含めた是正計画書の提出」及び「是正計画書に基づく再発防止策の実施」である。

市は、各是正措置を決定し、それぞれ相応の期限を定めて、事業者に対し是正措置の実施を求める。

事業者は、市が定めたそれぞれの期限までに、各是正措置を実施するとともに、市に対し、当該是正措置の実施を完了した旨、書面により報告する。

市は、事業者からの報告を受け、是正措置に係るモニタリングとして、当該是正措置の適正性や着実に実施されているか等を確認のうえ、すべての確認が終了した場合、その旨を事業者へ通知する。是正措置の実施を完了するまでに期間を要する場合には、必要に応じて、実施途中についても進捗状況についてのモニタリングを行う。なお、市が定めたそれぞれの期限までに、事業者が当該是正措置の実施を完了しなかった場合、市は事業者に対して期限を定めて当該是正措置の実施を催告する。

事業者が、市が催告した期限までに当該是正措置の実施を完了せず、今後とも実施する見込みがない場合においては、市は契約を解除できる。

要求水準未達事項に関する措置のフローは図3に示すとおりである。

なお、是正措置として定めた是正計画書に基づく再発防止策については、事業期間中、その実施状況の報告を受けることとし、モニタリングの中で継続的に確認を行う。

(2) 違約金の請求

事業期間中における要求水準未達にかかる違約金については、要求水準に関する事業者によるセルフモニタリングや市によるモニタリングの確実な実施による工事及び維持管理業務の業務品質の確保等を前提としつつも、事業者が工事及び維持管理業務の適正な履行について十分に意識し、自らの責任において着実に本事業を実施することを促し、不適正な事象の発生の抑止力としての仕組みとなるよう違約金支払義務を設定する。(1)で通知した要求水準未達が生じた事業者帰責による場合など、市は、違約金を受注者に請求する。

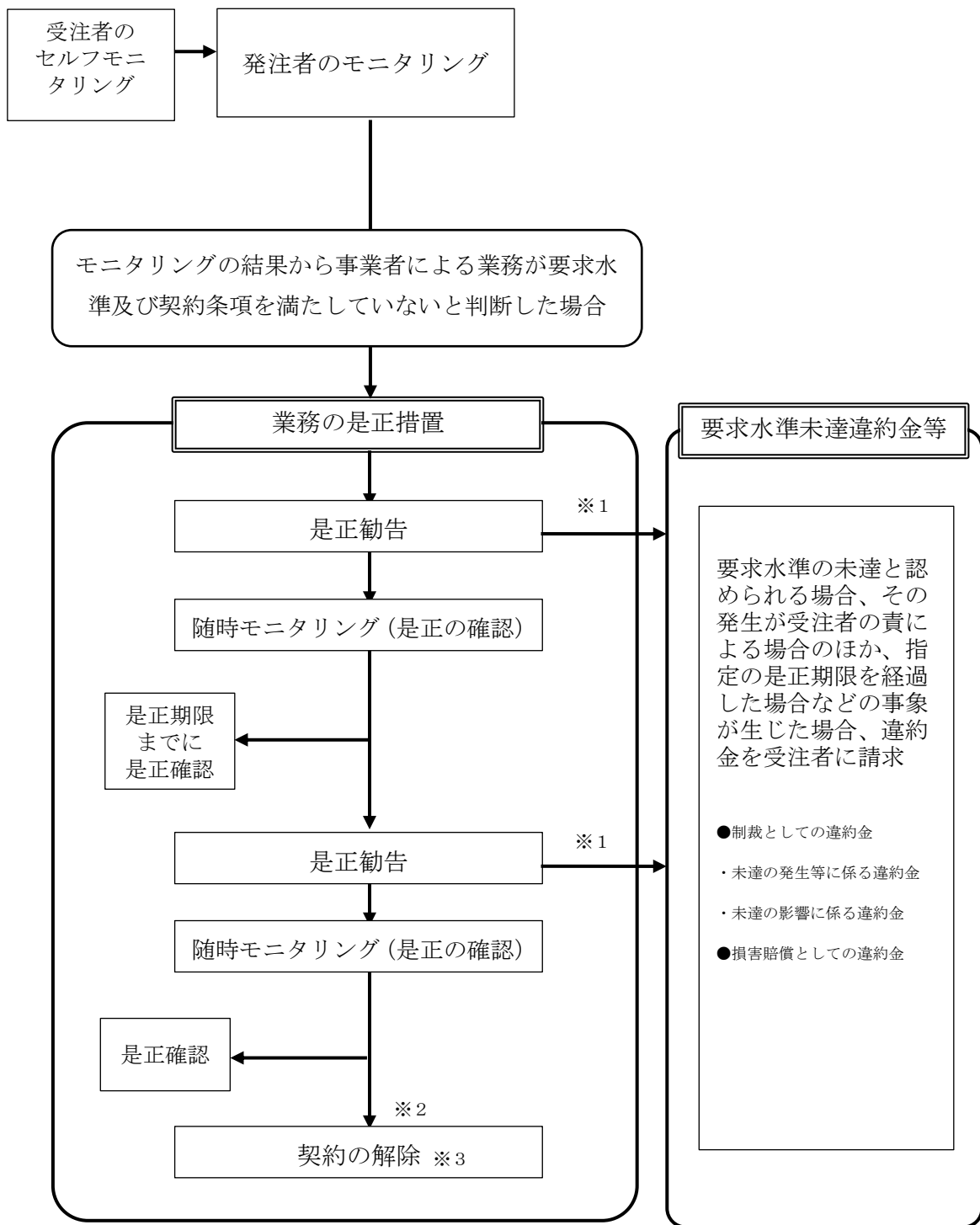
なお、違約金の詳細については、事業契約書に定めるところによる。

2 要求水準未達を理由とする契約解除時の措置

市によるモニタリングの結果、事業者の責に帰すべき事由により要求水準未達が生じた場合、市は、事業者に対しその旨を文書で通知するとともに、本事業の契約を解除することができる。

市は、事業者に対しその旨を文書で通知するとともに、事業契約書に定める違約金を請求する。

なお、違約金の詳細については、事業契約書に定めるところによる。



※1 要求水準書等に示された業務水準未達の場合

※2 要求水準未達の場合、当初計画等の変更を認めるが、計画変更による損害が発生した場合、受注者がその損害を負担する。

※3 是正措置が認められないと判断した場合、本契約を解除することができる。

図3 要求水準未達に関する措置フロー図